

接続約款変更認可申請書

西 設 相 制 第 // 6 号 平成 2 6 年 / 月2/日

総務大臣 新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾和俊



登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日

認可を受けた後、平成26年4月1日より実施します。

旧

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

1 適用

区分	内容
(1)~(7)(略)	(略)
(8) 端末回線伝送	(略)
機能に係る料金の	ア~才(略)
適用	カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規
	定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄
	に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端
	末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)
	③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信
	号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ③欄に規定する加算料を、1の
	光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第
	2 欄ア(ア)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用す
	るものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第
	2欄イ①欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線
	について2-1-1-2第2欄イ <u>②</u> 欄に規定する加算料を適用します。
	キ~ソ(略)
	タ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1
	-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合
	わせて適用します。この場合において、2-1-1-1第6欄イ(ア)欄の機能を利
	用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は
	8を、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末
	回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末
	│回線から分岐する光信号分岐端末回線について2−1−1−2第2欄ア(ア)③欄 │又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端
	大回線について2-1-1-1第6欄イ③欄に規定する基本料を、1の光信号主
	木回線に Jいて2-1-1-1第8懶1 <u>3</u> 懶に規定する基本料を、1の元信号主 端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)
	端木凹線がらガ吸りの元信号が吸端木凹線について2-1-1-2第2欄を(/) ②欄若しくは③欄又は(4)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含
	これないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ①欄に
	規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1
	一1-1第6欄イ②欄に規定する基本料を適用します。
L	・・・ル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

1 適用

1 適用	
区分	内容
(1)~(7)(略)	(略)
(8) 端末回線伝送	(略)
機能に係る料金	アーオ(略)
の適用	カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規
	定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄
	に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端
	末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)
	③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信
	号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ <u>(ウ)</u> 欄に規定する加算料を、1の
	光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第
	2 欄ア(ア)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用す
	るものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第
	2欄イ <u>(7)</u> 欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線
	について2-1-1-2第2欄イ <u>(イ)</u> 欄に規定する加算料を適用します。
	キ~ソ(略)
	タ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1
	-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組
	み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐
	する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)③欄又は(イ)0
	欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回
	線について2-1-1-1第6欄イ <u>(ウ)</u> 欄に規定する基本料を、1の光信号主
	端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア
	(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれています。
	のが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6
	欄イ(ア)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線
	について2-1-1-1第6欄イ <u>(イ)</u> 欄に規定する基本料を適用します。

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

2-1-1-1					月額
		区 分	単位	料金額	備考
(1)~(2)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝	端末回線	ア〜イ (略)	(略)	(略)	(略)
送機能(第5条 (標準的な接続 箇所)第1項の 表中第5欄で接 続する場合)	により伝 送を行う 機能	ウ (7) 保守の区別がタイプ 1 のもの 芯 式 の も の	プ1-1 <u>1回線</u> <u>ごとに</u>	第6欄ア(7) ①欄に規定 する料金額	
		(イ) 保守の区別がタイプ のもの	プ1-2 <u>1回線</u> <u>ごとに</u>	第6欄ア(7) ②欄に規定 する料金額	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ③欄に規定 する料金額	

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

							月観
		区	分		単位	料金額	備考
(1)~(2)(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝	端末回線	ア〜イ	(略)		(略)	(略)	(略)
送機能(第5条 (標準的な接続 箇所)第1項の 表中第5欄で接	により伝 送を行う 機能	ウ 1 芯式	(7) 保守 の区 別が	① 平成26年4月1日 から平成27年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	第6欄ア(ア) ①A欄に規定 する料金額	
続する場合)		の も の	タイ プ1 -1 のも	② 平成27年4月1日 から平成28年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	第6欄ア(ア) ①B欄に規定 する料金額	
			0	③ 平成28年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7) ①C欄に規定 する料金額	
			(イ) 保守 の区 別が	① 平成26年4月1日 から平成27年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	第6欄ア(ア) ②A欄に規定 する料金額	
			タイ プ 1 ー 2 のも	② 平成27年4月1日 から平成28年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	第6欄ア(ア) ②B欄に規定 する料金額	
			o ا	③ 平成28年4月1日 以降に適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	第6欄ア(7) ②C欄に規定 する料金額	
			(ウ) (ア)(イ)以外 のも	① 平成26年4月1日 から平成27年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	第6欄ア(7) ③A欄に規定 する料金額	
			Ø	② 平成27年4月1日 から平成28年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	第6欄ア(ア) ③B欄に規定 する料金額	
				③ 平成28年4月1日 以降に適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	第6欄ア(7) ③C欄に規定 する料金額	

		エ2芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1 のもの	<u>1回線</u> ごとに	6, 130円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2 のもの	<u>1回線</u> ごとに	6, 130円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	<u>1回線</u> ごとに	6, 314円	
(4)~(4)-2 (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝 送機能(第5条	ア (略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(標準的な接続 箇所)第1項の 表中第2-3欄	イ 端末回線 より伝送を う機能 (1.	行 536	(7) 保守の区別がタイプ1-1 のもの	1回線 ごとに	5, 532 円	
で接続する場 合)	Mbit/s の符 伝送が可能 ものに限り す。)	な	(イ) 保守の区別がタイプ1-2 のもの	1回線 ごとに	5, 532 円	

		エ 2 芯	(7) 保守 の区	① 平成26年4月1日 から平成27年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	6, 108円	
		式のも	別が タイ プ1	② 平成27年4月1日 から平成28年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	6,062円	
		Ø	- 1 のも の	③ 平成28年4月1日 以降に適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	6, 052円	
			(イ) 保守 の区	① 平成26年4月1日 から平成27年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>6, 108円</u>	
			別が タイ プ1	② 平成27年4月1日 から平成28年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	6,062円	
			- 2 のも の	③ 平成28年4月1日 以降に適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>6, 052円</u>	
			(ウ) (ア)(イ)以外	① 平成26年4月1日 から平成27年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>6, 291円</u>	
			のも の	② 平成27年4月1日 から平成28年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	6, 244円	
				③ 平成28年4月1日 以降に適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	6, 234円	
(4) ~ (4) -2 (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝 送機能(第5条	ア (略)		(略)		(略)	(略)	(略)
(標準的な接続 箇所)第1項の 表中第2-3欄	イ 端末回 より伝送 う機能(を行 1.536	のもの		1回線 ごとに	5, 882 円	
で接続する場合)	Mbit/sの 伝送が可 ものに限 す。)	能な	(イ) 保 [:] のもの	守の区別がタイプ1-2	1回線 ごとに	5, 882 円	

(6) 線能条的箇1中3欄す、末送第標接)の1でる回機5準続第表一接場	ア端(スタなにすりて活に回局リ含もりに芯送数	(7) 光回線設備接続モザュール(光回線設備を成一ル(光回線でででする。 できる います。) にっています。) にっていてしたいでは、のをいます。(保信限のでは、のでは、のでは、のでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カー	① 保守の区別がタ イプ1-1のもの	1回線 ごとに	3, 065円	
合)	行う機能	下同じとします。)を利用する場合	② 保守の区別がタ イプ1-2のもの	1回線 ご <u>とに</u>	3, 065円	_
			③ ①②以外のもの	1回線 ごとに	3, 157円	
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタ イプ1-1のもの	<u>1回線</u> ごとに	3, 065円	

(6) 端 末回線 伝送機	ア 光 信号 端末	(7) 光回線設備 接続モジュー ル(光回線設備	① 保守の 区別がタ イプ1-	A 平成26年4月1日か ら平成27年3月31日 まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3,054円
能 (第 5 条 (標準 的な接	回線(光局外のプ	を成端する装置であって、配線盤に設置す	1のもの	B 平成27年4月1日か ら平成28年3月31日 まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3,031円
続 筋)第 1項の	箇 リッ ます。以下同じ) 第 タを とします。) に	ます。以下同じ とします。)に おいてフィル		C 平成28年4月1日以 降に適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3,026円
表中第 1-3 欄で接 続する	なもにり	タ(保守利用を 目的として光 信号の一部の 帯域を制限す	② 保守の 区別がタ イプ1-	A 平成26年4月1日か ら平成27年3月31日 まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>3, 054円</u> —
場合)	す。) によ り 1	るものをいい ます。以下同じ とします。)を	2のもの	B 平成27年4月1日か ら平成28年3月31日 まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3,031円
	芯て送行う	利用する場合		C 平成28年4月1日以 降に適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3, 026円
	機能		 ③ ①②以 外のもの 	A 平成26年4月1日か ら平成27年3月31日 まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3, 146円
				B 平成27年4月1日か ら平成28年3月31日 まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3, 122円
				C 平成28年4月1日以 降に適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3, 117円
		(イ) 光回線設備 接続モジュー ルにおいてフ	① 保守の区別がタイプ1-	A 平成26年4月1日か ら平成27年3月31日 まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3, 054円
		ィルタを利用 しない場合	1のもの	B 平成27年4月1日か ら平成28年3月31日 まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以 降に適用する料金	<u>1回線</u> <u>ごとに</u>	3,026円

		② 保守の区別がタ イプ1-2のもの	1回線 ごとに	3,065円	
		③ ①②以外のもの	<u>1回線</u> ごとに	3, 157円	
イ 主線(光プをのまよいである) に 本場 (光明を のまままに を がままいて で が と で で そ で そ で そ で そ で そ で そ で そ で で で そ で	(7) 分岐できる光信号 分岐端末回線の数が8 を限度とするもの	① 保守の区別がタ イプ1-1のもの	<u>1回線</u> ごとに	2, 882円	_
機能		② 保守の区別がタ イプ1-2のもの	<u>1回線</u> に	2, 882円	

	② 保守の 区別がタ イプ1-	A 平成26年4月1日か ら平成27年3月31日 まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3,054円	
	2のもの	B 平成27年4月1日か ら平成28年3月31日 まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3,031円	
		C 平成28年4月1日以 降に適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	3,026円	
	③ ①②以 外のもの	A 平成26年4月1日か ら平成27年3月31日 まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>3, 146円</u>	
		B 平成27年4月1日か ら平成28年3月31日 まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>3, 122円</u>	
		C 平成28年4月1日以 降に適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>3, 117円</u>	
イ 光信号主端末回線(光 局外スプリッタを含むも のに限ります。)により	<u>(ア)</u> 保守の 区別がタ イプ1ー	① 平成26年4月1日 から平成27年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>2, 847円</u>	
1 芯にて伝送を行う機能	1のもの	② 平成27年4月1日 から平成28年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>2, 812円</u>	
		③ 平成28年4月1日 以降に適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>2,777円</u>	_
	<u>(イ)</u> 保守の 区別がタ イプ1ー	① 平成26年4月1日 から平成27年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>2,847円</u>	
	2のもの 	② 平成27年4月1日 から平成28年3月31 日まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>2, 812円</u>	
		③ 平成28年4月1日 以降に適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>2,777円</u>	

			③ ①②以外のもの	1回線 ごと と	2, 965円	
		(イ) 分岐できる光信号 分岐端末回線の数が4	① 保守の区別がタ イプ1-1のもの	<u>1回線</u> ごとに	2,873円	
		<u>を限度とするもの</u>	② 保守の区別がタ イプ1-2のもの	<u>1回線</u> ごとに	2,873円	
			③ ①②以外のもの	<u>1回線</u> ごとに	2, 956円	
(7) (略)	(略)		1	(略)	(略)	(略)

	<u>(ウ)</u> <u>(ア) (イ)</u> 以外のも の	① 平成26年4月1日 から平成27年3月31 日まで適用する料金 ② 平成27年4月1日 から平成28年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに 1回線 ごとに	<u>2, 929円</u> <u>2, 892円</u>	
		③ 平成28年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	2, 857円	
(7)(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末 回線伝送 機能 (第 5条 (標準的な接 続箇所) 第1項の表中第5 端末回線を収容する伝送装置(端末回 線を終端するための装置に限ります。) 及び端末回線により伝送を行う機能 の (6 Mbit/s の符号伝送が 1 回線	
機能 (第 5条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の 第 1 可能なもの 第 1 回線 第 1 回線 1 回線 1 回線 1 回線 1 回線 1 回線	
5条 (標準的な接集的な接続箇所) 可能なもの ごとに 第1項の 1回線 7,084円 できる。 12Mbit/s の符号伝送が 1回線 7,630円	
準的な接 続箇所) 9 Mbit/s の符号伝送が 1 回線 7,084 円 可能なもの ごとに 1 1 2 Mbit/s の符号伝送が 1 回線 7,630 円	
続箇所) 可能なもの ごとに 第1項の 12Mbit/s の符号伝送が 1回線 7,630円	
第1項の 12Mbit/s の符号伝送が 1 回線 7,630 円	
12mb1t/3 07的为区区27 1 国 iik <u>7,000 1</u>	
車山笠5 マルムよの デレス	
111111111111111111111111111111111111111	
-2欄で 15Mbit/s の符号伝送が 1回線 8,134円	
接続する	
場合) 18Mbit/s の符号伝送が 1 回線 8,680 円	
可能なもの	
21Mbit/s の符号伝送が 1 回線 9,226 円	T
可能なもの ごとに 一	
24Mbit/s の符号伝送が 1 回線 9,772円	
可能なもの ごとに 一	
27Mbit/s の符号伝送が 1 回線 10,276円	
可能なもの	
30Mbit/s の符号伝送が 1 回線 10,822円	
可能なもの ごとに	
33Mbit/s の符号伝送が 1 回線 11,368円	
可能なもの	
36Mbit/s の符号伝送が 1 回線 11,914円	
可能なもの ごとに	
39Mbit/s の符号伝送が 1 回線 12,418円	
可能なもの ごとに	
42Mbit/s の符号伝送が 1 回線 12,964 円	
可能なもの ごとに	

(8) 端	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を	3 Mbit/sの符号伝送が	1回線	5, 359 円	
末回線	終端するための装置に限ります。) 及び端	可能なもの	ごとに	5, 555 / 1	
伝送機	末回線により伝送を行う機能	6 Mbit/s の符号伝送が	1回線	6, 799 円	
能(第		可能なもの	ごとに		
5条		9 Mbit/sの符号伝送が	1回線	7, 339 円	
(標準		可能なもの	ごとに		
的な接		12Mbit/sの符号伝送が	1回線	7,879円	
続箇		可能なもの	ごとに		
所)第		15Mbit/sの符号伝送が	1回線	8, 419 円	
1項の		可能なもの	ごとに		
表中第		18Mbit/sの符号伝送が	1回線	8,959円	
5 – 2		可能なもの	ごとに		
欄で接		21Mbit/sの符号伝送が	1回線	9, 499 円	
続する		可能なもの	ごとに		
場合)		24Mbit/sの符号伝送が	1回線	10,039円	
		可能なもの	ごとに		
		27Mbit/sの符号伝送が	1回線	10,579円	
		可能なもの	ごとに		
		30Mbit/sの符号伝送が	1回線	11, 164 円	
		可能なもの	ごとに		
		33Mbit/sの符号伝送が	1回線	11,704円	
		可能なもの	ごとに		
		36Mbit/sの符号伝送が	1回線	12, 244 円	
		可能なもの	ごとに		
		39Mbit/sの符号伝送が	1回線	12, 784 円	
		可能なもの	ごとに		
		42Mbit/s の符号伝送	1回線	13, 324 円	
		が可能なもの	ごとに		

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

		_ ^			334 /1	네네 스 스포	月 祝
		区分			単位	料金額	備考
端末回	光信号主	ア 分	<u>(7)</u>	① 平成25年	1 回線	2,378円	接続開始日から、1
線伝送	端末回線	岐でき	保守	4月1日か	ごとに		年未満の場合に適用
機能	(光局外	る光信	の区	ら平成26年			します。
(第5	スプリッ	号分岐	別が	3月31日ま			
条(標	タを含む	端末回	タイ	で適用する	1回線	2-1-1-1	接続開始日から、1
準的な	ものに限	線の数	プ1	料金			
接続箇	ります。)	<u> </u>	_ i	<u>41 34</u>	<u>ごとに</u>	第6欄イ(ア)①欄	年以上2年未満の場
			ー」 のも			に規定する料金	<u>合に適用します。</u>
所)第	により1 # <i>に</i> 7 / 7	<u>限度と</u>				<u>額</u>	
1項の	芯にて伝	<u>するも</u>	の				
表中第	送を行う	<u>ග</u>					
1 – 3	機能						
欄で接							
続する							
場合)							
				⊚ π ι† 06/π	1 回始	亚世06年4日1	+立体間+45円よう 4
				② 平成26年	1回線	平成26年4月1	接続開始日から、1
				<u>4月1日か</u>	<u>ごとに</u>	日から平成27年	年以上2年未満の場
				ら平成27年		3月31日まで適	<u>合に適用します。</u>
				3月31日ま		<u>用する2-1-</u>	
				で適用する		1-1第6欄イ	
				<u>料金</u>		(ア)①欄に規定す	
						る料金額	
					1 回線	平成26年4月1	接続開始日から、2
					ごとに	日から平成27年	年以上3年未満の場
						3月31日まで適	合に適用します。ま
						<u>ラガミロは 1点</u> 用する 2 - 1 -	た、料金表通則の規
						<u>/// 1 </u>	定にかかわらず左欄
						<u>- </u>	<u>に掲げる964円のう</u>
						<u>(7) (欄に焼足り</u> る料金額に、964	ち、938円にのみ消費
						円を加算した料	税相当額を加算する
1 1			l			<u>金額</u>	<u>ものとします。</u>

					月観
区 分			単 位	料金額	備考
光信号主端末回線	ア	(7) 平成26	1回線	2, 349円	接続開始日から、1

	区 分			単位	料金額	備考
端末回	光信号主端末回線	ア	(7) 平成26	1回線	2, 349円	接続開始日から、1
線伝送	(光局外スプリッ	保守	年4月1日	ごとに		年未満の場合に適用
機能(第		の区	<u>から平成27</u>			<u>します。</u>
5条(標		別が	年3月31日			
準的な	芯にて伝送を行う	タイ	まで適用す	1回線	2 - 1 - 1 - 1	接続開始日から、1
接続箇	機能	プ1	<u>る料金</u>	<u>ごとに</u>	第6欄イ(7)①欄	年以上2年未満の場
所)第1		-1			に規定する料金	<u>合に適用します。</u>
項の表		のも			<u>額</u>	
中第1		の		1回線	2-1-1-1	接続開始日から、2
一3欄				<u>ごとに</u>	第6欄イ(7)①欄	年以上3年未満の場
で接続					に規定する料金	合に適用します。ま
する場合)					額に、964円を加	た、料金表通則の規
					算した料金額	定にかかわらず左欄
						に掲げる964円のう
						<u>ち、938円にのみ消費</u>
						税相当額を加算する
			(/) 17 (*) 07	1 🗔 🖽	0 1 1 1	ものとします。
			<u>(イ) 平成27</u> 年4月1日	<u>1回線</u> ごとに	<u>2-1-1-1</u> 第6欄イ(ア)②欄	接続開始日から、1 年以上2年未満の場
			<u> 平4月1日</u> から平成28	<u></u>	<u> </u>	<u>中以上2年末両の場</u> 合に適用します。
			<u>から干成28</u> 年3月31日		15 放圧する料金 額	口に適用しまり。
			<u>牛 3 月 31 日</u> まで適用す		<u>蝕</u>	
			<u>よく過用す</u> る料金			
			<u>04177</u>			
				1回線	2-1-1-1	接続開始日から、2
				ごとに	第6欄イ(ア)②欄	年以上3年未満の場
					に規定する料金	合に適用します。ま
					<u>福に、518円を加</u>	た、料金表通則の規
					算した料金額	定にかかわらず左欄
					<u></u>	に掲げる518円のう
						ち、504円にのみ消費
						税相当額を加算する
						ものとします。
	•		•	•		

	③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成27年4月1 日以降に適用する2-1-1- 1第6欄イ(ア)① 欄に規定する料 金額に、518円を 加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
<u>(イ)</u> 守区がイ12も	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 1回線 1回線 ごとに	2,378円 2-1-1-1 第6欄イ(ア)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。 接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
	② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 1回線 1回線 1回2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (ア)②欄に規定す る料金額 平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (ア)②欄に規定す	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。 接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。規金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のう
			る料金額に、964 円を加算した料金額	ち、938円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

	(ウ) 平成28 年4月1日 以降に適用 する料金	<u>1回線</u> ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ア)③欄 に規定する料金 額に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
<u>イ</u> 保号	から平成27	<u>1回線</u> ごとに	<u>2, 349円</u>	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
別が タイ プロ - 2	まで適用する料金	<u>1回線</u> ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(小)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
のも の		<u>1回線</u> <u>ごとに</u>	2-1-1-1 第6欄イ(小)①欄 に規定する料金 額に、964円を加 算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(1) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	<u>1回線</u> ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(小)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
		<u>1回線</u> <u>ごとに</u>	2-1-1-1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金 1回線 ごとに	平成27年4月1 日以降に適用する2-1-1- 1第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額に、518円を 加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			足	(ウ) 平成28 〒4月1日 以 <u>降に適用</u> する料金	<u>1回線</u> <u>ごとに</u>	2-1-1-1 第6欄イ(小③欄 に規定する料金 額に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	---	--	--	--	--	---	--	--------------------------	---	--

(ウ) (7)(<u>イ)</u> 以 外の もの	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに 1回線 ごとに	2,446円 <u>2-1-1-1</u> 第6欄イ(ア)③欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。 接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します
	② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに 1回線 1ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (7)③欄に規定す る料金額 平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (ア)③欄に規定す る料金額に、993 円を加算した料	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。 接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。 接続開始日から、2年以上3年上ます。場合に適用します。 た、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算する
	③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	<u>1回線</u> ごとに	<u>金額</u> 平成27年4月1 日以降に適用する2-1-1- 1第6欄イ(7)③ 欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	ものとします。 接続開始日から、2 年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

<u>ウ</u> ア以外ののの	(7) 平成26 年4月1日 から平成27 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに 1回線 ごとに 1回線 ごとに	2.416円 2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額 2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、993円を加 算した料金額	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。 接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費
	(イ) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに 1回線	2-1-1-1 第6欄イ(か)②欄 に規定する料金 額	税相当額を加算する ものとします。 接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
	(ウ) 平成28	ごとに	第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、533円を加 算した料金額	年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。 接続開始日から、2
	年4月1日 <u>以降に適用</u> する料金	<u> ごとに</u>	第6欄イ(か)③欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	イ 分 (7) 岐できる光信 の区 号分岐 別が 端末回数 タイ が4を 一1 限度と のも するも の	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに 1回線 ごとに	2,370円 2-1-1-1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。 接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
1 1 -	<u>9 5 </u>	② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	<u>1回線</u> ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (イ)①欄に規定す る料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (イ)①欄に規定す る料金額に、958 円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごと に	平成27年4月1 日以降に適用する2-1-1- 1第6欄イ(小)① 欄に規定する料 金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	(イ) 保守 の区が タイ フ1 - 2 の	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに 1回線 ごとに	2.370円 2-1-1-1 第6欄イ(4)②欄 に規定する料金 <u>額</u>	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。 接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
		② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	<u>1回線</u> ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (イ)②欄に規定す る料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (小②欄に規定す る料金額に、958 円を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	<u>1回線</u> ごとに	平成27年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 1第6欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額に、517円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(ウ) (7) (イ) 以 外の もの	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに 1回線 ごとに	2,439円 2-1-1-1 第6欄イ(4)③欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに 1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (小③欄に規定する料金額 平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (小③欄に規定する料金額に、986 円を加算した料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金を担ける986円のうち、料金を担じて、別では掲げる986円のうち、959円にのみ消費があるものとしませた。
	③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	<u>1回線</u> ごとに	平成27年4月1 日以降に適用する2-1-1- 1第6欄イ(1)③ 欄に規定する料 金額に、531円を 加算した料金額	ます。 接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる531円 のうち、517円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

2-1-1-2 加算料

	Z /Ju-j				月額
		区 分	単 位	料金額	備考
(1) 専用サ	ア(略)		(略)	(略)	(略)
一約規施負のなのが見る置等が合料を設定を開発を	イ 芯のの	(7) (1)以外のもの	1回線ごとに	(介欄に規定 する料金額	
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定 する機能(1芯にて伝送を行うものを いいます。)に係るもの	1回線ごとに	155 円	
	ウ 2芯	式のもの	1回線ごとに	310円	

2-1-1-2 加算料

2 1 1	Z /Ju-j	+ 11				月額
		区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サ	ア (略)			(略)	(略)	(略)
ービス契	イ 1	(7) (1)以外	① 平成26年4月1日	1回線ごとに	(イ)①欄に規	
約約款に	芯式	のもの	から平成27年3月31		定する料金額	
規定する	のも		日まで適用する料金			
施設設置	の		② 平成27年4月1日	1回線ごとに	(イ)②欄に規	
負担金等			から平成28年3月31		定する料金額	
の適用が			日まで適用する料金			
ない場合			③ 平成28年4月1日	1回線ごとに	(1)③欄に規	
の加算料			以降に適用する料金		定する料金額	
		(1) 2 - 1	① 平成26年4月1日	1回線ごとに	152 円	
		-1-1第	から平成27年3月31			
		6欄ア欄に	日まで適用する料金			
		規定する機	② 平成27年4月1日	1回線ごとに	161 円	
		能(1芯に	から平成28年3月31			
		て伝送を行	日まで適用する料金			
		うものをい	③ 平成28年4月1日	1回線ごとに	152 円	
		います。)	以降に適用する料金			
		に係るもの				
	ウ 2芯	式のもの	<u>(7) 平成26年4月1日</u>	1回線ごとに	304 円	
			<u>から平成27年3月31</u>			
			日まで適用する料金			
			<u>(イ) 平成27年4月1日</u>	1回線ごとに	322 円	
			から平成28年3月31			
			日まで適用する料金			
			<u>(ウ) 平成28年4月1日</u>	1回線ごとに	304 円	
			以降に適用する料金			

(2) 2-1 -1 第2 欄は 個人 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	ア光号岐末線係加料信分端回にる算	線(主と の建物に 形態によ	社の光屋内配 して一戸建て 設置される :り設置する むります。) を もの	 保守の区別が タイプ1-1の もの 保守の区別が タイプ1-2の もの ① ① ② ② ② ② ③ ① ② ② ② ③ ③ ② ② ③ ③ ② ② ③ ③ ③ ② ③ ⑤ ③ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥	1 光信号分岐 端末回線ごと に 1 光信号分岐 端末回線ごと に 1 光信号分岐 端末回線ごと に	291 円 291 円 300 円	
		(イ) 当社の 光屋内	① 当社が 設置した光 信号分岐端	A 保守の区別がタ イプ1-1のも の	1 光信号分岐 端末回線ごと	301円	
		記線 (主と してー	末回線収容 キャビネッ ト等にその	B 保守の区別がタ イプ1-2のも の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	301円	
		戸建て の建物 に設置 される	光信号分岐 端末回線が 収容等され ているもの	C AB以外のもの	1 光信号分岐 端末回線ごと に	310円	_
		形態に より設 置する	② 協定事 業者が設置 した光信号	A 保守の区別がタ イプ1-1のも の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	297円	
		ものに 限りま す。)	分岐端末回 線収容キャ ビネット等	B 保守の区別がタ イプ1-2のも の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	297円	
		を利用 しない もの	にその光信 号分岐端末 回線が収容 等されてい るもの	C AB以外のもの	1光信号分岐 端末回線ごと に	306円	

(2) 2-1 -1-1 第 又は 欄 に規 に規 を機 に 機 に 機 に 機 に 機 に 条 機 に 条 機 に 条 り に り に り れ に り に り れ に り れ に り れ り れ り	ア光号岐末線係加料信分端回にる算	線(主と の建物に 形態によ	社の光屋内配 して一戸建て 設置される い設置する もります。)を ももの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの③ ①②以外のもの	1 光信号分岐 端末回線ごと に 1 光信号分岐 端末回線ごと に 1 光信号分岐 端末回線ごと	303 円 303 円 312 円	
		(イ) 当社の 光屋内	① 当社が 設置した光 信号分岐端	A 保守の区別がタ イプ1-1のも の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	306円	
		配線 (主と してー	末回線収容 キャビネッ ト等にその	B 保守の区別がタ イプ1-2のも の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	306円	_
		戸建て の建物 に設置 される	光信号分岐 端末回線が 収容等され ているもの	C AB以外のもの	1 光信号分岐 端末回線ごと に	315円	
		形態に より設 置する	② 協定事 業者が設置 した光信号	A 保守の区別がタ イプ1-1のも の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	303円	
		ものに 限りま す。)	分岐端末回 線収容キャ ビネット等	B 保守の区別がタ イプ1-2のも の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	303円	
		を利用 しない もの	にその光信 号分岐端末 回線が収容 等されてい るもの	C AB以外のもの	1光信号分岐 端末回線ごと に	312円	

イ : 5 : 5 : 5 : 5 : 5 : 5 : 5 : 5 : 5 :	機能ア欄合 セ組み合 わせて利 用するも の	① 保守の区別がタイプ 1-1のもの	末回線ごとに	2, 882円	
		② 保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2, 882円	

	イ 光信号主端末回線	<u>(7)</u> 保	① 平成26年4	1 光信号主端	2,847円	
	に係る加算料	守の	月1日から	末回線ごとに		
		区別	平成27年3			
		がタ	月31日まで			
		イプ	適用する料			
		1 —	<u>金</u>			
		1の	②平成27年4	1 光信号主端	2,812円	
		もの	月1日から	末回線ごとに		
			平成28年3			
			月31日まで			
			適用する料			
			<u>金</u>			
			③ 平成28年4	1 光信号主端	2,777円	
			月1日以降	末回線ごとに		
			に適用する			
			<u>料金</u>			
		<u>(イ)</u> 保	① 平成26年4	1 光信号主端	2,847円	
		守の	月 1 日 か ら	末回線ごとに		
		区別	平成27年3			
		がタ	月31日まで			
		イプ	適用する料			
		1 —	<u>金</u>			
		20	②平成27年4	1 光信号主端	2,812円	
		もの	月1日から	末回線ごとに	<u>=, = , = , 2</u>	
			平成28年3	<u> </u>		
			月31日まで			
			適用する料			
			金			
			③ 平成28年4	1 光信号主端	2,777円	
			月1日以降	末回線ごとに		
			に適用する			
			料金			

		③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2, 965円	
	<u>(イ)光信号</u> 多重分離	① 保守の区別がタイプ 1-1のもの	1 光信号主端 末回線ごとに	2,873円	
	機能イ欄	② 保守の区別がタイプ	1 光信号主端	2,873円	
	と組み合	1-20±0	末回線ごとに	0.050	
	<u>わせて利</u> 用するも	③ ①②以外のもの	<u>1 光信号主端</u> 末回線ごとに	<u>2, 956円</u>	
	<u> </u>		<u> 本凹砂ことに</u>		
(3) 2 - 1	ア 固定無線基地局伝	<u>(7)</u> 保守の区別がタイプ	1固定無線基	12, 479 円	
-1-1	送路の追加に係る加	<u>1-1のもの</u>	地局伝送路ご		
第2欄エ	<u>算料</u>		<u> とに</u>		
欄に規定		(イ) 保守の区別がタイプ	1固定無線基	12, 479 円	
する機能		<u>1-2のもの</u>	地局伝送路ご		
に係る加 算料	/ (m/q \		<u>とに</u>	/ m/z \	
异科	イ (略)		(略)	(略)	

		(ウ) (7) (イ)以 外の もの	① 平成26年4 月1日から 平成27年3 月31日まで 適用する料 金	1光信号主端末回線ごとに	2, 929円	
			②平成27年4 月1日から 平成28年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 末回線ごとに	2, 892円	
			③ 平成28年4 月1日以降 に適用する 料金	1 光信号主端末回線ごとに	2, 857円	
(2) 0 1	-7 #1BA					
(3) 2-1 -1-1 第2欄エ 欄に規定 する機能 に係る加	<u>ア</u> 削除					
算料	イ (略)			(略)	(略)	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用	する場合の加算料
----------------------	----------

		区	分		単 位	料金額	備考
2-1-1 欄規を (1) 規規を (1) 機規を (1) を (1)	光信号末 三回係 算料	区 光信 号多離機能組 合わせする 利用する もの	分 (7) 保 守の区別 がタイプ 1-1の もの	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	単 位 1号末ごと光主回と 1号末ご 1号末ご	料金額 2,378円 2-1-1- 2第2欄イ(7) ①欄に規定す る料金額	備考 接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。 接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(7) ①欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
					1光信 号主端 末ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(7) ①欄に規定す る料金額に、 964円を加算し た料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費するものとします。

		区 分		単 位	料金額	備考
2 – 1	光信号	ア 保守の区別がタイ	(7) 平成26	1 光信	2,349円	接続開始日から、
-1-	主端末	プ1-1のもの	年4月1日	号主端		1年未満の場合
1第2	回線に		から平成27	末回線		に適用します。
欄ウに	係る加		年3月31日	ごとに		
規定す	算料		まで適用す	1 光信	2-1-1-	接続開始日から、
る機能			る料金	号主端	2第2欄イ(ア)	1年以上2年未
に係る				末回線	①欄に規定す	満の場合に適用
加算料				ごとに	る料金額	します。
				1 光信	2-1-1-	接続開始日から、
				号主端	2第2欄イ(ア)	2年以上3年未
				末回線	①欄に規定す	満の場合に適用
				ごとに	る料金額に、	します。また、料
					964円を加算し	金表通則の規定
					た料金額	にかかわらず左
						欄に掲げる964円
						<u>のうち、938円に</u>
						のみ消費税相当
						額を加算するも
						<u>のとします。</u>
			(イ) 平成27	1 光信	2-1-1-	接続開始日から、
			年4月1日	号主端	2第2欄イ(ア)	1年以上2年未
			から平成28	末回線	②欄に規定す	満の場合に適用
			年3月31日	<u>ごとに</u>	る料金額	<u>します。</u>
			まで適用す			
			<u>る料金</u>			
				1 光信	0 1 1	接続開始日から、
				号主端	<u>2-1-1-</u> 2第2欄イ(ア)	2年以上3年未
				末回線	<u>2 第 2 懶 1 (7)</u> ②欄に規定す	満の場合に適用
				<u> 木凹 脉</u> ごとに	る料金額に、	<u> </u>
				<u> </u>	<u>る料金額に、</u> 518円を加算し	金表通則の規定
					た料金額	<u> </u>
					<u>/〜作业 供</u>	<u>にかかわらり左</u> 欄に掲げる518円
						<u> </u>
						のみ消費税相当
						額を加算するも
						のとします。
						<u> </u>
	l	<u> </u>		l		

月額

月額

	③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1 -1-2第2 欄イ(ア)①欄に 規定する料金 額に、518円を 加算した料金 額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消算するものとします。
<u>(1)</u> 保 守の区別 がタイプ 1-2の もの	① 平成25年 4月1日から平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1号末ご1号末ご1号末ご	2,378円 2-1-1- 2第2欄イ(7) ②欄に規定す る料金額	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(7) ②欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。

		(ウ) 平成28 年4月1日 以降に適用 する料金	1 光主信婦線 に	2-1-1- 2第2欄イ(ア) 3欄に規定す る料金額に、 511円を加算し た料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	<u>イ</u> 保守の区別がタイ プ 1 — 2 のもの	(7) 平成26 年4月1日 から平成27 年3月31日 まで適用す る料金	1号末ご 1号末ご 1号末ご 1号末ご 信端線 に 信端線 に 信端線 に に に し と と し と し と し し し し し し し し し し	2.349円 2.349円 2	接続開始高の場合に適勝は、1年の場合に適勝は、1年の場合に対します。 は 1年の場合に対します。 は 1年の場合に対します。 は 1年の場合に対します。 は 1年の場合に対します。 は 1年のよう 1年
		(イ) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1 光信 号主 宝 を ご と に	2-1-1- 2第2欄イ(4) ②欄に規定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。

	<u>(ウ)</u> <u>(ア) (イ)</u> 以 外のもの	③ 平成27年 4月1週 6 4月1週 6 4月1成26年 4月1成26日まる 1月10日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日	1号末ご 1号末ご 1号末ご 1号末ご 1号末ご 1号末ご 1号末ご 1号末ご	平成26年4月1日本の27年4月31日まで1月する22第個22第個22第個1日本23月1日本23月1日本23月1日本12月1日本12日1日本12日1日本12日1日本12日1日本11日1日本11日1日本11日1日本11日1日本11日1日本11日1日本11日1日本11日本1日本	接続開出るに欄のの額の接年のま表かにうみをと開発のようでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
--	--	--	---	---	---

			1光信 号主端線 ごとに	2 - 1 - 1 - 2第2欄イ(f) ②欄に規定する料金額に、 518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成28 年4月1日 以降に適用 する料金	1光信 号主 記 ご と に	2-1-1- 2第2欄イ(f) ③欄に規定す る料金額に、 511円を加算し た料金額	接続開始日から、2年末満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	<u>ウ</u> <u>アイ</u> 以外のもの	(7) 平成26 年4月1日 から平成27 年3月31日 まで適用す る料金	1号末ご 1号末ご 1号末ご	2,416円 2-1-1- 2第2欄イ(ウ) ①欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。 接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します
			1 光 宝 記 と に	2-1-1- 2第2欄イ(ウ) ①欄に規定す る料金額に、 993円を加算し た料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(7) ③欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1 光信 <u>号主端</u> 末 <u>回</u> とに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(7) ③欄に規定す る料金額に、 993円を加算し	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当
		③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1光信 号主 宝 記 ご と に	下料金額 平成27年4月 1日以降に適 用する2-1 -1-2第2 欄イ(ア)③欄に 規定する料金 額に、533円を 加算した料金 額	額を加算するものとします。 接続開出日から、2年以上3年未満の場合に適力を表現との場合を表現します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するも
イ 光 信号多重 分離機能 イ欄と組 み合わせ	(7) 保 守の区別 がタイプ 1-1の もの	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,370円	<u>のとします。</u> 接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
<u>て利用するもの</u>	3	料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2-1-1- 2第2欄イ(f) ①欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。

(4) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用する料金 1光信 号主端 三とに 号主端 2欄に規定する料金額 2-1-1- 2類に規定する料金額 接続開始日から、1年以上2年未 満の場合に適用 します。 1光信 号主端 ごとに 533円を加算した料金額 2-1-1- 2第2欄(ウ) 2欄に規定する料金額 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料金養通則の規定にかかわらず左 棚に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。 (ウ) 平成28 年4月1日 以降に適用 する料金 1光信 号主端 末回線 ごとに 2-1-1- 533円を加算した料金額 接続開始日から、2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料金養通門のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。 (ウ) 平成28 年4月1日 以降に適用 する料金額 1光信 号主端 末回線 ごとに 2-1-1- 527円を加算した た料金額 接続開始日から、2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料金表通則の規定にかかわらず左 欄に掲げる527円 のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	年4月1日 から平成28号主端 末回線2第2欄イ(か) ②欄に規定す 高料金額1年以上2年 満の場合に適 します。	手未
与主端 末回線 2第2欄イ(り) ②欄に規定する料金額に、 533円を加算した料金額 します。また、料金表通則の規定にがかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。 1 光信 号主端 五を担上3年未 満の場合に適用します。また、料金額 1 光信 3 欄に規定する料金 三をに 527円を加算した料金額 します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するも 1 表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するも 1 を表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するも		<u>箇用</u>
年4月1日 以降に適用 する料金 1日 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	号主端 末回線 ごとに2第2欄イ(か) ②欄に規定す る料金額に、 533円を加算し た料金額2年以上3年: 満の場合に適します。また、 金表通則の規にかかわらず: 欄に掲げる53: のうち、519円 のみ消費税相。額を加算する。	手未 適用 記定 現定 33円 円当 も
	年4月1日 以降に適用 する料金号主端 末回線 ごとに2第2欄イ(か) ③欄に規定す る料金額に、 527円を加算し た料金額2年以上3年: 満の場合に適します。また、 金表通則の規 (にかかわらず: 欄に掲げる52 のうち、513円 のみ消費税相 額を加算する。	手未 適用 記定 規定 27円 3円に 3111111111111111111111111111111111

	② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(1) ①欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
		1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(1) ①欄に規定する料金額に、 958円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも
	③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1 -1-2第2 欄イ(イ)①欄に 規定する料金 額に、517円を 加算した料金 額	<u>をします。</u> 接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる517円 のうち、503円に のみ消費税相当 額を加算するも
(イ) 保 守の区別 がタイプ 1-2の もの	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1号末ご 1号末ご 1号末ご	2,370円 2-1-1- 2第2欄イ(f) ②欄に規定す る料金額	のとします。 接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。 接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。

		② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ②欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1 光信 号主端 末 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(1) ②欄に規定す る料金額に、 958円を加算し た料金額	接続開始日から、2年以上3年末満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかわらず58円のうち、932円にのみ消費税相当額をかります。
		③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1 -1-2第2 欄イ(イ)②欄に 規定する料金 額に、517円を 加算した料金 額	のとします。 接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかわらず左 欄に掲げる517円 のうち、503円に のみ消費付も のとします。
	<u>(ウ)</u> <u>(ア) (イ) 以</u> 外のもの	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1号末ご 1号末ご 1号末ご	2,439円 2-1-1- 2第2欄イ(f) ③欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。 接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。

	② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(f) ③欄に規定す る料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ③欄に規定す る料金額に、 986円を加算し た料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1光信 号主端 末回に	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1 -1-2第2 欄イ(引)③欄に 規定する料金 額に、531円を 加算した料金 額	接続開始日から、2年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

別表4 違約金

第1~5(略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

	区 分	違約金の額
接がの段適信回い規数金る端の了続、13階用号線)定年を光末接し申第(複料す主の第す段適信回続たり34数金る端取項、階用号線を場る場とのである。	(1) 協定事業者が、複数年 段階料金を適用する光信 号主端末回線との接続を 開始した日から1年を経 過する日までに、接続を 終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.40%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
の違約金	(2)~(3)(略)	(略)

別表 4 違約金

第1~5(略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

	区 分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料する場合	(1) 協定事業者が、複数年 段階料金を適用する光信 号主端末回線との接続を 開始した日から1年を経 過する日までに、接続を	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の
信号主端末扱い)第4項に複料は、	終了した場合	前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.32%の第3人で記憶した日から、第2世間では、1、32%の第3人で記憶した。
金光末接の日本を光末接の日本を光末接の日本を発生を表した。		の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
の違約金	(2)~(3)(略)	(略)

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、認可を受けた後、平成26年4月1日から実施します。
- (網使用料の算定に係る措置)
- 2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料(接続料規則第8条第2項ただし書きの規定に基づき算定した部分であって、端末回線伝送機能2-1-1-1第9欄のうち、当社の通信用建物に設置された光信号電気信号変換装置に係る部分及び回線管理機能に係る部分を除きます。以下この附則において同じとします。)の原価の実績値(平成25年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。)と収入の実績値との差額(以下この附則において「前期差額」といいます。)を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。
- 3 当社は、この改正規定に係る平成 25 年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額(平成 25 年度に係るものに限ります。)との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えて平成 27 年度の網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料(平成26年4月1日から平成29年3月31日まで適用するものに限ります。)について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 5 当社は、前2項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

(経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能(2-1-1 -1第6欄イ(4)欄、2-1-1-1の2イ欄、2-1-1-2第2欄イ(4)欄及び第3欄ア欄並びに2-1-1-2の2イ欄に係るものに限ります。)の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

(1)適用

<u>区分</u>	<u>内 容</u>
ア 端末回線伝	(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第
送機能に係る料	2欄ウ欄及び附則(平成 26 年●月●日西設相制第 115 号) 第 4 項(以下この項
金の適用	において「附則第4項」といいます。)(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する
	機能については、それらの料金額に、(2)端末回線伝送機能イ(7)①欄に掲げ
	る料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線
	から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)③欄又
	<u>は(イ)C</u> 欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端
	末回線について(2)端末回線伝送機能イ(7)①C欄に規定する加算料を、1の
	光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第
	2欄ア(ア)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用
	するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線
	伝送機能イ(ア) ①A 欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号
	主端末回線について (2) 端末回線伝送機能イ(ア) ①B 欄に規定する加算料を
	適用します。
	(1) 光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合
	は、その設置の態様に応じて、(2)端末回線伝送機能ア(ア)欄に掲げる料金額
	に料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第
	4欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距
	離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額(ア欄と同時に適用する場合に限ります。)
	を加えた額を適用します。ただし、2の光信号端末回線と一体として設置され
	る光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-1-1-2第4欄に掲げる料
	金額を加えた額を適用します。
	(ウ) 附則第4項 (1)網使用料イ(ア)②欄に規定する機能については、(2)端
	末回線伝送機能イ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合にお
	いて、1の固定無線基地局伝送路収容装置に収容できる固定無線基地局伝送路
	<u>の数は3をを限度とします。</u>

- (1) (2) 端末回線伝送機能ア(7)欄に規定する機能については、(2) 端末回線伝送機能ア(7)欄に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(1)0欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線に送機能ア(7)③欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(1)B欄若しくは0欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能ア(7)①欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能ア(7)①欄に規定する基本料を適用します。線について(2)端末回線伝送機能ア(7)②欄に規定する基本料を適用します。
- (オ) 第34条の13 (複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い) 第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、(ア)の規定にかかわらず、料金表第1表(接続料金)第1 (網使用料)2 (料金額)2-1-1-1-1第2欄ウ欄及び附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能については、それらに掲げる料金額に、(2)端末回線伝送機能イ(ア)②欄に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。
- (カ) 第34条の13第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、(2)端末回線伝送機能ア(イ)欄に規定する機能については、(2)端末回線伝送機能ア(イ)欄に掲げる料金額に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。
- (主) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して3年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について(2)端末回線伝送機能ア(7)欄又はイ(7)①欄に規定する料金額を適用します。

イ 端末回線伝 送機能及び光信 号多重分離機能 の組み合わせ

料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄 ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に(2)端末回線伝 送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、附則第4項(1) 網使用料工欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、 (1)網使用料工欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに 収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる 光信号分岐端末回線の数は4を限度とします。

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

月額 備考 分 単 位 料金額 区 端末回線 光信号主 (7) 1 A 平成26年4月 1回線ご 2,850円 伝送機能 端末回線 (1) 保守 1日から平成 とに (第5条 (光局外 以外 の区 27年3月31日 スプリッ の場 別が (標準的 まで適用する な接続箇 タを含む 合 タイ 料金 プ 1 所)第1 ものであ B 平成27年4月 1回線ご 2,815円 項の表中 <u>って、分</u> - 1 1日から平成 とに 第1-3 岐できる <u>のも</u> 28年3月31日 欄で接続 光信号分 の まで適用する する場 岐端末回 料金 合) 線の数が 1回線ご C 平成28年4月 2, 780 円 4を限度 1日以降に適 とに とするも 用する料金 のに限り 2 A 平成26年4月 1回線ご 2,850円 ます。) 保守 1日から平成 とに <u>により</u>1 の区 27年3月31日 芯にて伝 別が まで適用する 送を行う タイ 料金 機能 プ 1 B 平成27年4月 1回線ご 2, 815 円 1日から平成 とに のも 28年3月31日 の まで適用する 料金 1回線ご 2, 780 円 C 平成28年4月 1日以降に適 とに 用する料金 A 平成26年4月 1回線ご 2, 932 円 12 1日から平成 とに 以外 27年3月31日 のも まで適用する 料金 1回線ご 2,895円 B 平成27年4月 1日から平成 とに 28年3月31日 まで適用する 料金 C 平成28年4月 1回線ご 2,860円 1日以降に適 とに 用する料金

(イ) (日) (日)	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ごとに 1回線ごとに 2回線ごとに	2,351円 第2欄ア (ア)①A欄 に規金量 第2個別で (ア)①A欄 に規金量 に り の の の の の の の の の の の の の の の の の の	接続開始日から、1 年未満の場合に適用します。 接続開始日から、1 年以上2年未満の場合に適用します。 接続開始日から、2 年以上3年未満の場合に適用します。 また、料金表通則の規定に適用します。 また、料金表通則の規定に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当を加算するものとします。
	B 平成27年4月 1日から平成28年3月31日まで適用する料金 C 平成28年4月1日まで適用する料金	1回線 1回線 1回線 1回線 1回線 1回線 1回線 1回線	第2欄間 第17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	接続開日から、1年以上に 場合に 場合に 場合に 場合に 場合に 場合に 場合に 場合に 場合に 実 世 を

② 保の区がイプー タイユー のの	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ごとに 1回線ごとに 1回線ごとに	2,351円 第2欄欄で (ア)②A欄で に規料金 第2個別型で (ア)②B型で 第2個別型 第2個別 第2個別型 第2個別 第2個別 第2個別 第2個別 第2個別 第2個別 第2個別 第2個別	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。 接続開始日から、2年以上26年十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
	1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	<u>1回線ごとに</u>	(7) ②B欄 に規定金額 第2 欄間 に規定金額 に規定金額 に規定金額 に対した を た、を た、 を た、 を た、 の と に の と に り の と り の と り の と り の と り と り の と り と り	年以上2年未満の 場合に適用します。 接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる517円 のうち、503円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
	<u>C 平成28年4月</u> <u>1日以降に適</u> 用する料金	<u>1回線ご</u> <u>とに</u>	第2欄ア (7)②0個 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

③ ①② 以外 のも の	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに 1回線ご とに 1回線ご とに	2.419円 第2欄ア (ア)③A欄に規金額 第2欄ア (ア)③A欄に規定金額に規定金額に、986 円を加算した料金額	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当を加算するものとします。
	B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに とに とに	第2 欄ア (ア)③B欄 に規金 第2欄ア (ア)③B欄 に規金 に規金 に規金 に 大 531 円 を か り を り の り の り の り の り の り の り の り り し り り り し り り し り り し り り し り り り り し り	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。 接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる531円 のうち、517円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
	C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	<u>1回線ご</u> とに	第2欄ア (7)③0欄 に規定す る料金額 に、527 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる527円 のうち、513円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

イ 加算料

<u>1 </u>							月額
		区	<u>分</u>		単位	料金額	備考
(7) 料 金表第1 表(接続 料金)第	光信号主 端末回線 (光信号 多重分離	① ②以 外の 場合	A 保守 の区 別が	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する料金	<u>1回線ご</u> <u>とに</u>	2, 850 円	
1 (網使 用料) 2 (料金 額) 2- 1-1-	機能のう ち、光端 号主線の最 大収容数	<u> </u>	タイ プ1 - 1 のも の	平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金 平成28年4月1	1回線ご とに 1回線ご	<u>2,815円</u> 2,780円	
1第2欄 ウ欄又は 附則第4 項(1)	が8のも のと組み 合わせて 利用する		<u>B</u> 保守	日以降に適用する料金平成26年4月1日から平成27年	<u>とに</u> 1回線ご とに	2, 850円	
網使用料 イ(ア)① 欄に規定 する機能 に係る加	<u>ものに限ります。)</u> に係る加 算料		<u>の区</u> 別が タイ プ1	3月31日まで適 用する料金 平成27年4月1 日から平成28年	<u>1回線ご</u> とに	<u>2, 815 円</u>	
算料			<u>- 2</u> <u>のも</u> <u>の</u>	3月31日まで適 用する料金 平成28年4月1 日以降に適用す	<u>1回線ご</u> <u>とに</u>	2, 780 円	
			C AB以 外の もの	る料金平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	<u>1回線ご</u> <u>とに</u>	2, 932 円	
				平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	<u>1回線ご</u> <u>とに</u>	2, 895 円	
				平成28年4月1 日以降に適用す る料金	<u>1回線ご</u> <u>とに</u>	2,860円	

 					1
2	Α	平成26年4月1	1 光信号	2,351円	接続開始日から、1
複数	保守	日から平成27年	主端末回		年未満の場合に適
年段	の区	3月31日まで適	線ごとに		<u>用します。</u>
階料	別が	用する料金			
金を	タイ		1 光信号	平成26年	接続開始日から、1
適用	プ 1		主端末回	4月1日	年以上2年未満の
する	- 1		線ごとに	から平成	場合に適用します。
場合	のも			27年3月	
	の			31日まで	
				適用する	
				第2欄イ	
				(7)①A欄	
				に規定す	
				る料金額	
			1 光信号	_	按結問が口がら 0
			<u> </u>	<u>平成26年</u> 4月1日	接続開始日から、2 年以上3年未満の
			線ごとに	<u>から平成</u>	場合に適用します。
				27年3月	また、料金表通則の
				<u>31日まで</u>	規定にかかわらず
				適用する	左欄に掲げる958円
				第2欄イ	<u>のうち、932円にの</u>
				<u>(7)①A欄</u>	み消費税相当額を
				<u>に規定す</u>	<u>加算するものとし</u>
				る料金額	<u>ます。</u>
				<u>に、958</u>	
				円を加算	
				した料金	
				額	
		平成27年4月1	1 光信号	平成27年	接続開始日から、1
		日から平成28年	主端末回	4月1日	年以上2年未満の
		3月31日まで適	線ごとに	から平成	場合に適用します。
		用する料金	42. — — .	28年3月	<u> </u>
		713 7 4 1 1 1 1		<u>31日まで</u>	
				適用する	
				第2欄イ	
				(7)(1)A欄	
				に規定す	
1					
				<u>る料金額</u>	

				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1 から28年3月 31日 適用 第2間 (ア)①A に 規定金 に 大 が 大 が り り り り り り り り り り り り り り り り	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		D	平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1にる 10月1 10	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる512円 のうち、499円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		B_保の別タプーのの	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する料金	1光端に 1光端で 1.1 1.1	2,351円 平成26年 4月1日 から平3月 31日ます 第2間 (ア)①B間 に規金額	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。 接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。

		平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適	1 主線ご信号回に 1 主線ご	平成26年日成27年3月31適第27年3月10回第2月11日 1日	接続開始日から、2 年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。 接続開始日から、1 年以上2年未満の場合に適用します。
		日から平成28年	<u>線ごとに</u> 1 光信号 主端末回	から 27年3月 31日まする 第2個 第2個 第2個 10回 第2個 10回 10回 10回 10回 10回 10回 10回 10回	場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる958円 のうち、932円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。 接続開始日から、1 年以上2年未満の
				る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	<u> ます。</u>

			平成28年4月1	1 光信号	平成28年	接続開始日から、2
			日以降に適用す	主端末回	4月1日	年以上3年未満の
			る料金	線ごとに	<u>以降に適</u> 用する第	場合に適用します。 また、料金表通則の
					<u> </u>	規定にかかわらず
					(7)①B欄	<u> 左欄に掲げる512円</u>
					に規定す	のうち、499円にの
					る料金額	み消費税相当額を
					に、512	<u>加算するものとし</u>
					円を加算	<u>ます。</u>
					<u>した料金</u>	
		0	亚世06年4日1	4 V/= D	<u>額</u>	+± 4± 88 +4 C
		C AB以	平成26年4月1 日から平成27年	1光信号 主端末回	2,419円	接続開始日から、1 年未満の場合に適
		外の	3月31日まで適	<u> </u>		用します。
		<u> もの</u>	用する料金	1 光信号	平成26年	<u>州067。</u> 接続開始日から、1
				主端末回	4月1日	年以上2年未満の
				線ごとに	から平成	場合に適用します
					27年3月	
					31日まで	
					適用する	
					<u>第2欄イ</u> (ア)①C欄	
					に規定す	
					る料金額	
				1 光信号	平成26年	接続開始日から、2
				主端末回	4月1日	年以上3年未満の
				線ごとに	<u>から平成</u>	場合に適用します。
					27年3月	また、料金表通則の
					<u>31日まで</u> 途四まる	規定にかかわらず
					<u>適用する</u> 第2欄イ	<u>左欄に掲げる986円</u> のうち、959円にの
					<u> </u>	み消費税相当額を
					に規定す	加算するものとし
					る料金額	ます。
					1= , 986	
					円を加算	
					<u>した料金</u>	
					<u>額</u>	
•						

1		1	T-1:07 to		T-1-07-	14/4=B1/1 = 1 >
			平成27年4月1	1 光信号	平成27年	接続開始日から、1
			日から平成28年	主端末回	4月1日	年以上2年未満の
			3月31日まで適	線ごとに	<u>から平成</u>	<u>場合に適用します。</u>
			<u>用する料金</u>		28年3月	
					<u>31日まで</u>	
					適用する	
					第2欄イ	
					(7)①C欄	
					に規定す	
					<u>る料金額</u>	
				<u>1 光信号</u>	平成27年	接続開始日から、2
				主端末回	4月1日	年以上3年未満の
				線ごとに	から平成	場合に適用します。
					28年3月	また、料金表通則の
					31日まで	<u>規定にかかわらず</u>
					適用する	左欄に掲げる531円
					第2欄イ	<u>のうち、517円にの</u>
					(7)①C欄	み消費税相当額を
					に規定す	加算するものとし
					る料金額	<u>ます。</u>
					に、531	
					円を加算	
					した料金	
					<u>額</u>	
			平成28年4月1	1 光信号	平成28年	接続開始日から、2
			日以降に適用す	<u>主端末回</u>	4月1日	年以上3年未満の
			<u>る料金</u>	線ごとに	以降に適	場合に適用します。
					用する第	また、料金表通則の
					2 欄イ	規定にかかわらず
					(7)①C欄	左欄に掲げる527円
					に規定す	<u>のうち、513円にの</u>
					る料金額	み消費税相当額を
					<u>に、527</u>	加算するものとし
					円を加算	<u>ます。</u>
					した料金	
					額	

<u>(1)</u> 附則第 4 項(1) 網使用料	固定無線基地局 伝送路の追加に 係る加算料	① 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1固定無 線基地局 伝送路ご とに	7,836円	
イ(7)② 欄に規定 する機能 に係る加 算料		② 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1固定無 線基地局 伝送路ご とに	<u>7, 836円</u>	